

「大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度」よくあるご質問について（2026/8/7時点）

1 対象の企業・団体について

No	質問	回答
1	どのような企業・団体が対象となるのか？	全ての法人が対象となります。（株式会社、NPO法人、宗教法人、学校法人など）
2	大阪市内に法人の事務所等がなければならないのか？	法人の所在地は問いません。大阪市内に事務所等がなくても活動（登録）が可能です。
3	法人格のない地域やボランティアの集まりなどの任意団体、大学のサークルや学校のクラブは対象にならないのか？	本制度では任意団体、大学のサークル及び学校のクラブ等は対象となりません。ただし、学校法人は対象としています。任意団体、大学のサークル等で清掃を行っていただく場合は、ボランティアカードを記載することにより取組んでいただくことは可能です（市民活動保険の適用やインセンティブの付与はありませんが、ご希望があればごみ袋の提供と清掃後のごみの回収は行っています）ので、詳しくは清掃する公園を管轄する公園事務所へご相談ください。
4	個人事業主は対象になるのか？	法人ではないことから本制度の対象にはなりません。ただし、個人としてボランティアでの清掃を行っていただくことは可能です（市民活動保険の適用やインセンティブの付与はありませんが、ご希望があればごみ袋の提供と清掃後のごみの回収は行っています）ので、詳しくは清掃する公園を管轄する公園事務所へご相談ください。
5	個人ボランティアが清掃活動する場合は対象にならないのか？	法人ではないことから本制度の対象にはなりません。ただし、個人としてボランティアでの清掃を行っていただくことは可能です（市民活動保険の適用やインセンティブの付与はありませんが、ご希望があればごみ袋の提供と清掃後のごみの回収は行っています）ので、詳しくは清掃する公園を管轄する公園事務所へご相談ください。
6	多くの支店を有する企業が、支店ごとに近隣公園で活動を希望する場合、支店ごとの登録申請は可能か？	可能です。（本社等で集約して申請いただいてもどちらでも構いません。）支店ごとの登録申請を行う場合、登録申請様式の「企業等名称」欄については法人名を記入いただく必要がありますが、「代表者名」欄については、支店代表者としていただいても構いません。また、「企業名公表」欄の「掲載（公表）名称」を「●●株式会社 ■■支店」などとして区別することもできます。

2 活動公園について

No	質問	回答
7	活動（登録）対象公園は企業等の事務所や事業所等の近隣公園でなくてはならないのか？	近隣公園でなくとも、市内すべての都市公園での活動（登録）が可能です。
8	ひとつの公園に他の企業等（複数の企業等の場合を含む）がすでに活動（登録）をしている場合も新たに活動（登録）は可能か？	ひとつの公園で複数の企業等が活動（登録）している場合でも活動（登録）は可能です。ただし、すでに活動（登録）している企業の活動状況に十分配慮しながらの活動をお願いします。
9	ひとつの企業等が複数の公園での活動（登録）は可能か？	複数の公園での活動（登録）を可能としています。ただし、公園毎に年間の活動回数要件4回以上を満たしていただく必要があります。
10	複数の公園での活動（登録）をする場合、公園ごとに申請書が必要か？	登録企業等ごとの申請で構いませんので、公園ごとに申請する必要はありません。申請書の「活動公園」の欄に、活動を希望する公園名（複数）を列挙してください。（ただし、支店等ごとに申請も可能ですので、No6をご覧ください。）
11	該当公園の一部でのみ活動することは認められるのか。	公園の一部で活動することは問題ありません。

3 活動日について

No	質問	回答
12	複数の企業等が同日時に同じ公園で活動することは可能か？	可能です。お互いに配慮しながら活動してください。企業等間で調整のうえ合同で活動いただいても構いません。
13	公園愛護会と一緒に活動しても本制度の活動として認められるか？	対象になります。公園愛護会と一緒に活動する場合は各愛護会との事前調整が必要になります。調整については事務所を通じて調整いただくか直接調整いただくことも可能です。詳しくは各公園事務所までお問合せください。
14	年度途中に登録する場合も年4回以上の活動が必要か？	本制度は年間4回以上の清掃活動を条件としていますが、年度途中での登録については、申請月に応じて必要最低活動回数を調整します。 4月～6月申請 年4回以上 7月～9月申請 年3回以上 10月～12月申請 年2回以上 1月～3月申請 年1回以上

4 活動内容について

No	質問	回答
15	社員全員での活動が必須か？	社員全員でなくとも、有志数名での活動も可能です。
16	清掃活動とはどういったことをすればよいか？	主にごみ拾いや落ち葉掃きなどの清掃を想定しています。
17	清掃活動において、（簡易な）除草作業を実施することは可能か？	草を手で抜く程度の簡易な除草をしていただくことは可能です。
18	会社の制服やユニフォーム等を着用して活動しても問題ないか？	活動中は会社名や会社ロゴの入った制服、ユニフォーム、腕章、タスキ等により自分たちの活動をPRしていただくことは可能です。ただし、のぼり旗等の設置物を設置することはできません。
19	清掃実施頻度を年間4回以上とした理由は？	年間を通じて公園の美化保全にご協力いただくため、春・夏・秋・冬といった概ね季節ごとを目安として、年4回以上の活動を行うことを要件としています。
20	公園のボランティア清掃には興味があるが、年4回は活動できそうにない。	インセンティブ（ロゴマークの付与や市民活動保険の適用）はありませんが、本制度へ登録をしていない方も、ボランティアでの清掃を行っていただくことは可能です。（ご希望があればごみ袋の提供と清掃後のごみの回収は行っています。）詳しくは清掃する公園を管轄する公園事務所へご相談ください。
21	活動時の保険への加入は必須か？	本制度は大阪市民活動保険制度の適用事業です。なお、保険の適用を受ける為には、事前に「活動参加者名簿」を本市へご提出いただいていること・「活動実施計画書」で活動予定を予め本市へ報告いただいていることが必要です。また、活動登録名簿に氏名の記載の無い方が事故の当事者の場合は大阪市民活動保険制度の適用となりません（企業等の保険などで自らご対応いただくことになります）。 大阪市民活動保険については、詳しくは本市HP「大阪市民活動保険」をご覧ください。

5 支援内容について

No	質問	回答
22	ごみ袋の提供を受けるためにはどのようにすればよいか？	活動実施日までに公園事務所へご提出いただく「活動実施計画書（様式2号）」にてお申し出ください。お申し出後、活動実施日までに所管公園事務所にてごみ袋を受け取ってください。
23	活動後、ごみを回収してもらいたい場合はどのようにすればよいか？	活動実施日までに公園事務所へご提出いただく「活動実施計画書（様式2号）」にてお申し出ください。活動実施までに公園事務所から活動公園内のごみ集積場所についてご連絡しますので、活動後は指定された場所にごみ袋を置いてください。

6 インセンティブについて

No	質問	回答
24	ロゴマークはどのタイミングで使用可能となるのか？	本市へ大阪市公園ボランティア清掃企業等登録書（様式1号）をご提出いただき、登録が完了した時点で、データにてロゴマークを提供いたしますので、その時点からご利用になれます。詳しくは「大阪市公園ボランティア清掃企業等支援制度」ロゴマーク使用規約をご確認ください。
25	HPやSNSへの掲載内容はどのようなものか？	HPには、登録時に掲載を希望いただいた企業等に関し、登録企業等の名称を掲載（列挙）し、各年度の活動終了後には清掃回数実績（年4回以上達成の場合のみ）を掲載する予定としています。また、X等のSNSへは、活動報告書にてご報告いただいた活動内容（初回活動内容）をご紹介します予定にしています。（掲載希望のあった場合に限りです） HPやSNSへの掲載を希望されない場合は、登録書（様式1号）及び活動報告書（様式3号）へ掲載を希望しない旨をご記入いただければ掲載はいたしません。
26	銘板等を置くことはできないのか？	公園管理・利用上の支障になる可能性もあり、設置することはできません。

7 手続き関係、その他

No	質問	回答
27	登録時に大阪市公園ボランティア清掃企業等登録書（様式1号）に企業等の概要のわかる書類を添えて提出となっているが、企業等の概要がわかる書類とは具体的にどのような書類か？	登録企業等が法人格を有していることがわかる書類となります。（会社概要や法人登記等）
28	各所管公園事務所の問い合わせ先は？	各所管公園事務所の問い合わせ先は下記の本市ホームページをご覧ください。 https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000082275.html
29	愛護会との連絡調整はどのようにすればよいか？	所管公園事務所を通じて調整させていただくか、公園事務所から愛護会長等担当者へおつなぎし、直接調整いただくことも可能です。
30	活動実施計画書（様式2号）はいつまでに提出すればよいか？	概ね活動日の2週間前までを目安に所管の公園事務所へご提出ください。実施予定が決定している複数日程分についてまとめて提出することもできます。
31	活動終了後、活動報告書（様式3号）はいつまでに提出すればよいか？	【登録後初回活動時のみ】活動終了後、1週間以内を目途にすみやかにご提出ください。 【登録後2回目以降】各年度末までを期限とし、すみやかにご提出ください。（複数日分まとめてご報告いただくことも可能です）
32	本制度の活動に参加するメンバーが変更・増員になった（登録申請時に提出した「活動参加者名簿」の内容に変更が生じた）場合、届け出が必要か？	様式第4号「登録変更届出書」に新たな名簿を添えてご提出ください。なお、予め「活動参加者名簿」をご提出いただけない場合や、「活動登録名簿」に氏名の記載の無い方が当事者の事故が発生した場合、大阪市民活動保険制度を適用することができませんのでご注意ください。（大阪市民活動保険についてはNo32もご覧ください。）
33	活動中に事故が発生した（けが人等）場合の対応はどのようなになるのか？	本制度は大阪市民活動保険制度の適用事業ですので、事故が発生した場合は速やかに所管公園事務所へ報告し、指示に従ってください。なお、事前に「活動参加者名簿」をご提出いただけない場合や、活動登録名簿に氏名の記載の無い方が事故の当事者の場合、「活動実施計画書」で活動予定を予め本市へ報告いただけていない場合は、大阪市民活動保険制度の適用となりません（企業等の保険などで自らご対応いただくことになります）のでご注意ください。 <u>大阪市民活動保険については、詳しくは本市HP「大阪市民活動保険」をご覧ください。</u>
34	制度に関する問い合わせはどこにすればよいか？	制度に関する問い合わせは下記までお問合せください。 建設局公園緑化部調整課（企画運営担当） TEL：06-6615-6759 mail：la0206@city.osaka.lg.jp